

教育職員免許法等の一部「改正」法案について(見解)

二〇〇〇年 三月九日 日本高等学校教職員組合

一、政府は二月八日の閣議で、教育職員免許法等「改正」案を決定し、今国会に提出、成立を急いでいます。

「改正」案の主な内容は、①新学習指導要領に対応するため、高校の教員免許状の教科に「情報」「情報実習」「福祉」「福祉実習」を新設する、②「工業」「看護」の免許状を持つ者で一定の講習を終了した者に対し、「情報」「福祉」の免許状を授与できることにする、③盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の改訂に伴い、「養護訓練」を「自立活動」に改める、④現職教員が専修免許状を取得する制度(上進制度)について、在職年数に応じて大学院での修得単位数を逡減する措置を廃止する、⑤特別免許状で教壇に立つ教員について、教員として三年間在職した上で、一定の教職単位を大学や大学院で取得すれば普通免許状を取得できるようにする、などです。

二、①③の普通教科「情報」・専門教科「福祉」の新設、「養護訓練」の「自立活動」への改称など新学習指導要領における問題点については、この間、日高教は見解や討議資料で指摘してきました。

今回の教免法一部「改正」においてとりわけ問題なのは、⑤の、大学で教職課程を取らなくても教壇に立てる特別免許状の教員いわゆる「社会人教師」に、一定の条件をつけたとはいえ、普通免許状の一種および専修免許状を与えるという制度「改革」に踏み切った点です。教職の専門性を軽視することにつながるという危ぶるを得ません。

これは、一九九九年九月に三回目の改訂を行った「教育改革プログラム」にもとづく「教員免許制度の一層の改善」の具体化であり、重大な問題点をもつものです。

三、特別免許状そのものは、「社会人」の教員登用のため、臨時教育審議会の提言にもとづき、一九八九年に導入されたものです。「戦後教育の総決算」を目論んだ臨教審が、その要のひととしたのが初任者研修制度の創設と教免法の「改正」を柱とする徹底した教員統制でした。これまで実質上ほとんど格差のなかった教員普通免許状を、学歴別に、専修(大学院修士)・一種(四年制大学)・二種(短大)の三段階にしたことは、学校現場や父母の間に教員に対する無用のランクづけや差別意識を持ち込みました。また、一種から専修へと免許状の上進のために、「文部大臣の認定する講習」で単位を取得することを義務づけたことは、体系的な官製研修と免許システムのリンクによって、教員に対する管理強化、教育行政への忠誠を競わせるものとして機能することになったのです。

四、私たちは、民間企業を経験した人が、今の「教育困難」の打開をめざし、情熱的良心的に教職をめざし、教壇に立つこと自体を否定するものではありません。しかし、この間の財界の人材育成策に従属した政府・文部省の「教育改革」の一環としての教員採用・養成政策は、「社会人教師の登用」のねらいが、学校運営への民間経営手法の導入、学校教育への市場原理の導入、「特色ある学校づくり」など競争原理の導入にあるといわなければなりません。つまり、教員の民間企業研修の導入、学校運営への民間の経営手法の導入による「効率化」の主張(九八年九月 中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」など)、教員免許を持たない民間企業勤務経験者に一般学力試験の免除と優先枠の確保(九九年十二月 教育職員養成審議会答申)、校長・教頭の任用資格要件の緩和(校長の資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認める者を校長として任命・採用できるようにした二〇〇〇年一月 学校教育法施行規則等の一部を「改正」する文部省令)など一連の動きをみたとき、右記のねらいは明らかです。

しかも、「大学における教員養成」を経て教員免許状を交付され、教職への情熱を抱き続ける多くの若者が道を閉ざされているという事態の一方で、教員免許を持たない民間企業勤務経験者に採用における優遇策をとるということは新たな矛盾を生み出すものです。

五、教員養成課程の充実や採用制度の民主化をすすめていくにあたっては、「大学における教員養成」と「開放制免許制度」という戦後教員養成制度の二つの基本原則の意義をあらためて再確認することが重要です。

学校教育の仕事は、教育についての専門的な知識や技術が不可欠です。憲法・教育基本法にもとづきゆきとどいた教育を保障するために、教員定数の抜本的改善や自主的研修の保障など、「教育困難」に自主的・創造的に立ち向かう教員の専門性を確保し、そうした努力をあげますようなくみに改革していくことが、今求められています。